

合併調整項目調整状況

事務事業番号	4413	専門部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉	担当部署	高齢者介護課
事務事業名	配食サービス事業						
合併前の事務事業の状況							合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村				
【対象者】 ・食事作りをすることが難しい方で、65歳以上の独居・高齢者世帯の方。または、身体障害者だけでお暮しの方など。(同一敷地内に親族がないことが条件)1次アセスメントを行い、対象者を選定する。 【利用者負担】 ・250円/食	【対象者】 ・食事の調理の困難なひとり暮らしの老人等 【利用者負担】 ・同左	【対象者】 ・65歳以上の高齢者のみの世帯及び独居の者並びに身体障害者で調理をすることが困難でサービス希望した者 【利用者負担】 ・住民税非課税世帯：300円 ・住民税本人非課税：450円 ・住民税本人課税：650円	【対象者】 ・概ね65歳以上で、身体が虚弱により食事の調理等が困難である単身世帯の者 ・食事の調理等が困難である高齢者のみの世帯及び重度の心身障害者のみの世帯等 【利用者負担】 ・ご飯とおかず：350円 ・おかずのみ：270円 ・ご飯のみ：80円 ・特別食：370円	地域の実情を踏まえ、現行のサービスを継続しながら利用者負担、配食頻度の調整を図る。			
合併後調整内容【調整済】							
以下の調整により、平成25年10月から全市統一し事業を実施。 1 利用者負担金について				(に適用) ③「おかず」のみの配食を全市で実施する。 2 配食数について			
介護保険料段階	メニュー	調整内容		①1日2食とする。(真田地域は3食利用できるが、3食目は弁当代に配送・安否確認代を加えた配食経費全額を自己負担とする。)			
1～4段階	ご飯・おかず	300円		②将来的には全ての地域で3食利用できるよう事業者の育成を図る。			
〃	おかず	250円					
5～14段階	ご飯・おかず	400円					
〃	おかず	350円					
①弁当代相当額を利用者負担金とする。							
②低所得者の利用者負担金は軽減する。(真田地域の低所得者負担金を全市							